

# 第1回 双葉町津波被災地域復興小委員会 議事録

- 日 時 : 平成25年10月28日(月) 午後3時00分～5時00分
- 場 所 : 双葉町いわき事務所 2階大会議室
- 出席者 : 双葉町津波被災地域復興小委員会委員  
事務局(双葉町復興推進課)

(参照: 第1回双葉町津波被災地域復興小委員会座席表)

## 1. 開 会

【事務局 山本 一弥】

ただいまから、第1回双葉町津波被災地域復興小委員会を会議次第により行いたいと思います。私は復興推進課の山本と申します。事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

## 2. 委嘱状交付

【事務局 山本 一弥】

それでは、伊澤町長から委嘱状をお渡しいたします。委員名簿順に氏名を読み上げますので、委員におかれましては、恐れ入りますが前方へお進みください。

[資料1に基づき、委員の紹介・委嘱状交付]

ここで、本日の委員以外の出席者の方々をご紹介します。

[第1回双葉町津波被災地域復興小委員会座席表のとおり]

## 3. 町長あいさつ

【事務局 山本 一弥】

それでは、第1回双葉町津波被災地域復興小委員会の開催に当たり、伊澤町長からご挨拶を申し上げます。

【伊澤 史朗 町長】

本日は、大変お忙しい中、第1回目の双葉町津波被災地域復興小委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

ただいま、9名の委員の皆さまに津波被災地域復興小委員会委員の委嘱状をお渡しいたしました。今回の津波被災地域復興小委員会につきましては、津波被災地域内町民の皆さまの幅広いご意見をいただくため、両竹及び浜野行政区の区長様をはじめ両行政地域代表の方々や、学識経験の先生方にご参加をいただくこととしました。

さて、一昨年3月11日に発生した東日本大震災は、双葉町に甚大な被害をもたらしました。加えて、その後発生した福島第一原子力発電所事故により、双葉町全域が警戒区域となり、その後区域の再編により帰還困難区域と避難指示解除準備区域に二分され、事故から2年7か月が経過した今もなお、厳しい避難生活を強いられており、原子力事故損害賠償、除染、健康問題、廃炉問題などの大きな課題が山積しておりますが、国や東京電力に対しては、事故の原因者としてこれらの課題解決に向けて迅速かつ責任ある対応や施策の具体的な実施を強く求めているところです。

両竹及び浜野行政区は、区域の再編に際して、苦渋の決断により、避難指示解除準備区域とされることを余儀なくされました。避難指示の解除は、双葉町の他の地域と一体として検討することとされていますが、避難指示解除準備区域とされたことで、立入が自由となり、インフラの復旧等が可能となったことから、津波被害からの復旧・復興の進め方について、地域の皆さんの意見を聞きながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

そのため、双葉町復興推進委員会に、津波被災地域復興小委員会を設置し、両竹・浜野行政区を中心とする津波被災地域の復旧・復興の在り方について、ご議論をいただくこととしました。双葉町への帰還には長い時間がかからざるを得ないと考えておりますので、この地域の復興については、帰還が可能となる前の暫定的な土地利用の考え方も必要と考えております。学識者の先生のお知恵もいただきながら、地域の皆さんの思い・希望をこの小委員会の場でお聞かせいただ

ければと考えております。

両竹・浜野行政区は、津波災害という自然災害に加えて、福島第一原子力発電所という原子力災害に見舞われ、地域の復興については、難しい課題が山積しておりますが、地域の皆さまと行政などとの協働のもと、町の復興にあたっていききたいと考えておりますので、委員皆さまのご指導、ご協力をお願い申し上げます。第1回目の津波被災地域復興小委員会にあたってのご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局 山本 一弥】

ありがとうございました。

#### 4. 双葉町復興推進委員会設置要綱について

【事務局 山本 一弥】

次に4番目としまして、双葉町復興推進委員会設置要綱についてご説明したいと思います。皆様に配りました資料3をご覧になっていただきたいと思っております。お手元に配布しました資料のとおりですので、詳細説明は省略いたしますが、この小委員会の設置根拠については、第7条第1項に基づいております。第2条第2号に規定されている双葉町津波被災地域復興旧復興施策に関するということですので、今回この小委員会を設置しておりますのでご承知おき願いたいと思っております。

#### 5. 委員長並びに副委員長の選任について

【事務局 山本 一弥】

続きまして、5番としまして、委員長、副委員長の選任についてであります。先ほどの資料3の第4条第1項をご覧になっていただきますと、そこに委員長1名、副委員長2名を置くこと。しかもそれは委員の互選によって定めるというふうになっておりますので、ここでお諮りいたします。委員長、副委員長の選任についてはどのように選出したらよろしいでしょうか、お諮りいたします。

【菅本 洋 委員】

事務局案があったらお願いいたします。

【事務局 山本 一弥】

ただいま事務局案という声がありましたが、それでよろしいでしょうか。

[異議なしと呼ぶ委員あり]

【事務局 山本 一弥】

ありがとうございます。それでは、異議なしということですので、委員長につきましては、日本大学工学部土木工学科教授で福島県海岸における津波対策等検討委員会の委員長などを歴任されております防災工学に詳しい長林久夫委員にお願いしたいと思います。それから、副委員長には両竹行政区長の齊藤六郎委員、それと、浜野行政区長の菅本洋委員にそれぞれお願いしたいと思います。これで異議ございませんでしょうか。

[異議なしと呼ぶ委員あり]

【事務局 山本 一弥】

ありがとうございました。それでは、以降の進行は長林委員長にお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

【長林 久夫 委員長】

それでは、ただいまから議事を始めさせていただきますが、ただいま委員長に選任されました長林でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどご紹介にありましたように、私は津波の福島県の復興計画に当たり、堤防の高さを決める委員会がございました。その委員長をさせていただきました。もともとは日本大学工学部土木工学科でございます。河川、それから海岸の構造物と流れの問題を長年研究してございました。20年前から広域の環境問題も実は検討してございまして、現在、福島県の環境審議会の会長を務めてございます。今から30年ほど前になるんですが、福島県の河口域は非常に河口閉塞がひどくて、河口処理が非常に難しい地域であるということで、この福島県内の沿岸、それから宮城県、岩手県、5年間ほど現地を視察してございまして、前田川周辺も5回、6回とお訪ねしたことがございます。その河口の研究につきましてはまとめさせていただきまして、最近はこの津波の復興計画を作る際に、堤防計画で福島県の方では7.2mという堤防の高さを決めてございます。

これは数十年から数百年に一度の津波に対応できるということで、福島県は津波よりは高潮の計画としての方が、危険度が高い。それで7.2m。一部8.2mのところもございます。ところが、今般起こりました津波というのは1000年から1500年に1度ということで、福島県の方はそういう構造物だけで津波を抑えるということはまず不可能であろうということで、多重防御という概念を持ってございます。それは例えば海岸堤防にあわせて防災盛土、それから森林を加えた緑地帯で守ると。それから、その背後については、道路とか鉄道でもって、二線堤、三線堤で考えていくんだということで、そういうことで対応しようとするんですが、今般の津波を超える津波が来ないか、これはどこも保証できないわけでございますので、そういうことに対してこういう復興計画は非常に重要な視点だと思っております。そういう意味で、本日お集まりいただきました住民の方の忌憚のないご意見を賜りまして、副委員長の齊藤六郎様、それから菅本洋様のご協力を得まして、この会を進行したいと思っておりますので、何分ご協力よろしくお願ひいたします。開会に当たりましてごあいさつとさせていただきます。

## 6. 今後の委員会の進め方について

### (1) 会議の公開等について

#### 【長林 久夫 委員長】

それでは、着座いたしまして議事の方を進めさせていただきます。議事に入ります前に確認事項を預かってございます。1つには、会議の公開でございます。この公開に関しましては、皆様におはかりいたしますので、まず事務局に資料の朗読をお願いいたします。

#### 【事務局 山本 一弥】

それでは、皆様のお手元にお配りしました資料4をご覧になっていただきたいと思います。ここに会議の公開等ということで資料がございます。読み上げたいと思います。

[資料4 会議の公開等について を朗読]

以上でございます。

#### 【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。このような議事録の公開の原案でございますが、これに対しておはかりしたいと思います。いかがでございましょう。公開するという方向でよろしゅうございましょうか。

[異議なしと呼ぶ委員あり]

#### 【長林 久夫 委員長】

それでは、ご異議ございませんので、この原案をお認めいただいたということにいたします。ありがとうございました。

### (2) 今後の委員会の進め方について

#### 【長林 久夫 委員長】

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めてまいります。議事でございますが、今後の委員会の進め方についてでございます。まず事務局から資料のご説明をお願いして、その後、検討に入りたいと思います。事務局、お願いいたします。

#### 【事務局 駒田 義誌】

それでは、私、復興推進課長を務めている駒田から資料5という青いカラー刷りの資料を用意させていただきました。これで、本委員会の趣旨、また本日ご議論いただきたいこれからの両竹、浜野地区を中心とする津波被災地域の復興の基本的な考え方の案についてご説明を申し上げます。

まず1枚おめくりいただきたいと思っております。本小委員会の位置づけでございます。2ページの下に書いております。この小委員会は双葉町復興推進委員会という委員会の中でございます。双葉町復興推進委員会といいますのは、先般6月に決めました復興まちづくり計画を具体化するための施策について幅広い議論をしている場でございます。この10月9日に第1回の委員会を開催しております。こちらの委員会では、町民のきずなの維持・発展、また復興公営住宅を中心とした双葉町外拠点の形成、また生活再建に必要な施策、また将来的な双葉町の復興のあり方などを議論する場となっております。ということで、復興推進委員会の方は全町、双葉町全体にわたる話を取り上げて議論をするという位置づけにしております。

一方で、こちらの両竹、浜野行政区を中心とする津波被災地域については、津波被災地域ということで、双葉町の他の地域とは課題が大きく異なるということで、こちらにつきましては本日お集まりいただいた地域の皆さま、また津波防災の専門家の方々に入っていて、特化する検討の場が必要だろうということで、このたび津波被災地域復興小委員会という形で設けさせていただいた次第です。

続きまして、この小委員会の目的でございます。3ページをお開きください。目的と書いてあります。まずご承知のとおり、この5月28日に避難指示区域、旧警戒区域の再編が行われまして、津波により大きな被害を受けた大字両竹、大字中野、大字中浜につきましては、避難指示解除準備区域とされたところです。先ほど町長からもお話があったように、全町、全体として帰還困難区域という要望をしていたわけでございますけれども、放射線量等々から苦渋の判断として国の方からこの3大字については避難指示解除準備区域とするということを苦渋の判断の上、こういう区域指定となってしまったわけでございます。

一方で、今回のこの3大字が避難指示解除準備区域となりましたことで、町内の大部分を占める帰還困難区域とは異なりまして、インフラ復旧などの事業については着手することが可能となりました。そこで、今回のこの避難指示解除準備区域を中心とした津波被災地域におきまして、双葉町復興まちづくり計画（第一次）を踏まえて、津波災害に加えて、双葉町全体として原子力災害の影響を受けております浜野、両竹、この両行政区の復旧復興と将来の土地利用のあり方について町民の皆様、また有識者の方々のご意見をお伺いする場としてこの小委員会を立ち上げてございます。この小委員会でのご意見を受けて、町として津波被災地域の復旧復興の事業計画を作っていくと考えております。

大きな検討の進め方でありまして、4ページをご覧ください。まず、本日の第1回小委員会におきまして、津波被災地域の復興の考え方をご議論いただき、大きな進め方を確認していただきます。その後、この両竹、浜野行政区の土地利用計画のあり方、また土地利用計画に基づいてどういった復興事業をやっていけばいいのかという方向性につきまして、第2回の小委員会でご議論をいただきたいと思っております。

第2回的小委員会土地利用計画と事業の方向性についてご理解を得られましたら、それをもとに地域の住民の方々への意向調査などを行いまして、最終的に復旧復興に向けた事業計画のとりまとめをしていくという流れを考えております。その過程では、津波のシミュレーションというものをしながら、津波が来たときにどういう影響があるのかという科学的な部分も踏まえながら検討を行っていくこととなります。

続きまして、両竹、浜野行政区の復興を考える上で基礎的なデータについて振り返りたいと思います。5ページをご覧ください。皆様すでにご承知のとおり、この大字両竹、大字中野、大字中浜というところが双葉町で唯一の避難指示解除準備区域とされました。その地域と、右側の航空写真を見ていただければおわかりいただくように、この3大字というのは、避難指示解除準備区域となったこの地域はほぼ津波の浸水被害を受けているところとなっております。そういう意味では、この地域の復興を考える上で、津波被災についての復興ということが1つ大きな論点となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。すでにご承知の部分かと思っておりますけれども、この両竹、浜野、この3大字につきましては基礎的なデータであります。面積は、この3大字をあわせて約220haでございます。最新の住民基本台帳の登録人口で、この3大字につきましては、254人、80世帯となっております。高齢化率が約3割ということになっております。なお、この両竹、浜野行政区につきましては、6ページの右側のグラフにあるように、平成12年から22年にかけて徐々に人口が減ってきているという地域にあったということが当時のデータから伺えるとともに、先ほど高齢化率が3割と申し上げたように、人口のピラミッドを見ても、75歳以上の方が多くいらっしゃる地域ということが伺えます。

さらに7ページとしまして、この両竹、浜野行政区にいらっしゃる方が主にどういう職業にいらっしゃるのかということ左側のページに整理をしております。ここの地域の特色といたしまして、青字で書いてある第1次産業の割合が約2割ということで、農業を主たる糧とされていた方が2割ということで、双葉町全体では第1次産業、農業を主たる事業とされていた方は7.9%でありますので、その点、両竹、浜野行政区においては町全体よりも農業に依存して仕事をされていた方が多かったということが伺えます。それにあわせまして、7ページの右側にあるように、浜野、両竹地区の土地利用につきましても、農地が約6割ということで、山林が2割、

住宅地は 3.1%ということで、ほとんどの土地が農地であった。これは実際現場を見ていただいても田んぼが多く広がっておりますので、農地がほとんどであったという地域になります。こういった点を踏まえて復興について考えていく必要がございます。

まず、本日は津波の実態ということで、この東日本大震災の津波がこの地域にどのような形で襲ったのか、またそれがどういう高さで起こったのか、そこを私たちの方でシミュレーションをいたしました。それをまず見ていただきまして、それでどういう地区に津波がどういうふうに来て、どういうリスクがあったのかということを変更してご説明をしたいと思っております。資料は 10 ページ、11 ページになります。10 ページが今回の東日本大震災を再現した津波で、どれぐらいの高さの津波が来たのかということを表したものになりまして、これを見ていただきますと、中浜地区に非常に高い津波が襲ったということ。緑色のラインというのが津波の深さが 2m 以上だった地域になりますけれども、それが両竹、中野のちょうど真ん中辺のあたりまで来ていたということが伺えます。11 ページにその結果、中浜地区についてはほとんどの建物が流失している。中野につきましてもごく一部の建物しか残っていない。両竹につきましても比較的建物が残っているということが津波の被害の結果として出ております。この点について、今からシミュレーションでどういう形で津波が来たのかということ振り返ってみたいと思っております。ここの部分については技術的な部分にもなりますので、シミュレーションを行った国際航業の方に説明をさせます。

【国際航業株式会社 星上 幸良 氏】

国際航業の星上です。今、こちらのスクリーンの方で、今回の津波をシミュレーション、コンピュータを使って再現したものをご覧いただきます。

何回か繰り返しますので、もしあとでご質問等があればいただければと思います。

このシミュレーションは、実際のスピードより 20 倍ぐらい時間を短縮していますので、そういうつもりで見ていただければと思います。

もう 1 回最初からご覧いただきます。

これが津波の第 1 波です。大体地震発生から 40 数分で到達しています。特徴としては、前田川の河口のあたりはもちろん海岸堤防等が一切ございませんでしたので、この辺から入って、放射状に内陸の方に津波が進行していったということがよくわかると思います。

これが、今第 2 波が上に乗っかってきている形になります。

もう 1 回ご覧いただきます。

今申し上げたように、前田川の河口から非常に多くの津波が流入したことは明らかにわかりますが、浪江の方も含めて、海岸線から大平山のすそ野まではどの地区も海岸線から一様に津波がまっすぐ入って入っているということがわかります。それで、実際には大平山のすそ野のあたりで、塞き止められて、それ以上は逆にいうと水位が上昇していくというようなことが起こっています。

それに対しまして、双葉の大部分の農地がほとんどですけれども、この辺にあった宅地と農地については内陸に向かって少し緩やかに傾斜しています。その傾斜に沿って津波が上がっていくのですが、最高到達地点までじわじわとスピードを緩めながら上がって入っていること。もう 1 つの特徴は、この前田川を遡上して、両竹地区に入っていく様子を若干見ていただきたいのですが、進行していく津波は海岸からも当然入っているのですが、前田川の川筋を遡るように入っている。ほかの地区と違いますのは、大平山で一旦塞き止められていますので、一瞬この辺は水が入っていかないように見えますが、今ご覧いただくように、川の方から両竹の方に水が溢れて行っているという様子が伺えます。津波というのは進行方向にまっすぐの方は力が非常に強いのですが、例えばこのように一旦どこからか間接的に溢れてくるような流れになりますと流速が少し落ちたり、勢いが少し減衰されます。先ほど事務局のご説明がありましたように、中野とか浜野あたりの集落はこのたび全壊してしまいましたが、両竹地区の住宅については、浸水被害はありましたけれども、家屋は残されておりました。そういうことから見ても、津波の影響力がだいぶ両竹地区は緩やかだった可能性がある。他に比べるとです。そういう評価ができます。

まとめますと、特に海岸線から浜街道、大体 800m ぐらいの距離がございますが、この浜街道ぐらいまでの距離の海岸線からの距離の間というのは非常に津波の外力の強い場所、それに対しまして、さらに内陸側になってきますとそれよりもだんだんと緩やかとなっていきます。もう 1 つは、この両竹地区というのは特徴的に大平山に守られて津波の直撃を受けにくい場所であるという

ことが伺えると思います。以上です。

長林先生、ぜひ何かご指摘があればいただきたいのですが。

【長林 久夫 委員長】

今、津波の被災状況を見ておりますが、ちょうどここに前田川がございます。それから、ここにもう1本、前田川が2つあって、この間が中洲になっているはずなんです。堤防がこういう海岸線の上に6.2mの堤防がございます。ちょうどこの部分ですが、この砂州については高さがおそらく海面+1m程度の砂州でございますので、この前田川の河口部の処理というものが今後、この地区の津波のいわゆる侵入を阻止できるような対策にとっては非常に重要であろうと。そういう面では、この浸水の範囲といいますか、それがこの前田川の河口から入ってくるということとよく示されているんじゃないかというふうに考えます。

【国際航業株式会社 星上 幸良 氏】

補足をありがとうございます。以上でございます。

【事務局 駒田 義誌】

これが今回の東日本大震災の津波です。これからこの地域の復興計画を考えていくに当たっては、今長林委員長がおっしゃったように、例えば堤防を嵩上げしたらどうなるかであるとか、先ほどの中洲の取り扱いとか、そういう海岸の堤防、また保全施設、そういったのをどういうふうにすることによってどこまで軽減できるのか。その上で、今回のような大きい津波が来たときに、どこまでの土地にどれぐらい津波が来るのかというのを見ながら、これから議論を進めていくこととなります。

本日は、まず今回の津波がこの地域にどういう形で襲ったのかということのを改めて確認をいたしました。

では、14 ページをお開きください。これから、津波被災地域の復興の考え方ということで説明をさせていただきます。

まず、この浜野、両竹に関わらず、津波災害からの一般的な復興の考え方、これは三陸海岸も含めて津波で被災をしたところの復興の考え方を整理しております。先ほど長林委員長からもありましたように、今回の東日本大震災を引き起こしたいわゆる最大クラスの津波というものは、海岸堤防、防潮堤などでは防ぐことはできません。そのため、今のように津波のシミュレーションをして、津波の挙動を分析して被害を予測していくということが必要になってきています。こういったシミュレーションでどこの地域が津波に弱いのかということのを把握した上で、津波から逃げる、または津波を避けるということのを基本的に復興計画は考えていくこととなっています。その際には、特に浸水深2mを超えるような地域というのは建物に非常に大きな被害を及ぼすということのは今回の東日本大震災の各被災地で明らかになっていますので、こういった浸水深2m以上の区域というものをできるだけ最小にするように土地利用や施設整備といったものを考えていく必要がある。その上で、浸水のリスクに応じた土地利用、例えばかなり浸水するようなエリアについては住居の建設を制限するといった計画を立てていくということ。こういったところで三陸海岸等の復興は進められています。

まずそういった考え方を念頭に置いて、では両竹、浜野地区で復興を考えるに際してはどういった点を留意していけばいいのかということのを15 ページ以降で整理をさせていただいています。まず両竹、浜野地区の復興を考えるに際しては、このほとんどの地域というのが東日本大震災の津波被災区域となっております。そういった点からすると、双葉町全体としては原発の廃炉措置の安全性の問題、また放射線量の問題等々リスクがありますけれども、それは別として、自然災害のリスクがあるというのがこの両竹、浜野地区の復興について大きく考えなければいけない点となります。

2点目としましては、今回区域見直しでは町の全体96%が帰還困難区域ということで、この両竹、浜野行政区、わずか4%だけが避難指示解除準備区域とされたということで、町の機能は帰還困難区域に集中しておりますので、町としてもこの4%の区域だけが復興して戻っても生活はできないと考えております。そのため、復興計画の中でも浜野、両竹地区を先行して避難指示を解除することはあってはならない。避難指示解除の検討は浜野、両竹地区も他の地域と一体として行うということとしています。

こうした考えのもと、16 ページになりますけれども、双葉町の町全体がいつ帰るのかということにつきましては、復興計画の中でもまず国が帰還の見通しを明らかにするように要求していくということとされていますので、この浜野、両竹地区につきましても、他の地域と同じように

国がまず町全体の帰還の見通しを提示するのを待って、この地区の帰還についても判断していきたいと考えております。

一方で、先ほどのようにこの地区だけが避難指示解除準備区域とされたことで、立ち入りは自由となって、インフラの復旧なども容易になっています。ということからして、帰還の時期がいつによるかは別にして、帰還に必要なインフラ事業ということには着手していくことが望まれるのではないかと考えております。

17 ページに、双葉町復興まちづくり計画で、この津波被災地域の復興に関わる部分を抜粋したものを掲載しています。この6月に決定した復興まちづくり計画におきましても、この地域の復興の考え方として、まずは地域住民の皆さんが参画する検討の場を設置して、津波被災地域の今後のあり方について早急に議論を開始し、同地域の復興事業計画を策定しますとなっています。このことを受けて今回の小委員会を設置することといたしました。その後、除染、道路、海岸堤防などのインフラの復旧を進めて、その上で、3番目のポツになりますけれども、除染、インフラの目途のついた浜野、両竹地区を町全体の復興拠点として、除染、インフラ復旧のための拠点、復興モデル事業等の拠点として必要な整備を進めるといこと。4点目として、将来にわたって土地利用を規制する災害危険区域の指定などについては地域の住民の皆さんの意向を十分踏まえながら検討していくという考え方が示されていますので、この考え方に沿いながら具体的な議論をこの小委員会で行っていきたくて思っております。

18 ページになります。それでは、この両竹、浜野行政区の土地利用計画を今後どういう形で議論していけばいいのかという大きな方針の案であります。

まず1点目といたしましては、先ほど申し上げましたように、この地域というのは津波のリスクがある地域になりますので、まずこの津波のリスクというものを考えた土地利用を考えていく必要があるということ。

あとは、やはり地域の皆さんがどういうお考えをお持ちかと。それに合わせた土地利用が必要ではないかということ。

3番目といたしましては、皆さん原発リスク、放射線リスクによりまして、町外に避難を余儀なくされておられるわけでありまして。また町への帰還についても長い時間がかからざるを得ないということで、復興計画の中でも避難先においてまず生活再建を果たすという考え方が示されております。そういった観点からいたしますと、今回この両竹、浜野地区で行う様々な復興の事業というものの効果が地域の皆さんにも還元されて、地域の皆さんの避難先における生活再建にも資するような配慮が必要ではないかということ。

4点目といたしましては、先ほど申し上げましたように、帰還については他の地域と一体として考えるということにしておりますので、土地利用のあり方も、まず町全体として帰還が可能となるまでの間、どういう形でこの解除準備区域とされた両竹、浜野地区の土地を使っていくのかという暫定的な議論ということ。あとは、その後、町全体で帰れるようになったときに、最終的にこの土地をどういうふうにご利用していくのかという2つの考え方に分けて考えてはどうかというのが4点目になります。

その意味では、5点目になりますけれども、帰還の時期というのは他の地域と一体として考えるということにしておりますので、住む場所、いわゆる住宅地の再建については、これは双葉町のほかの地域と一緒に考えてはどうか。その意味では、今近々に議論していく暫定的な土地利用、要は帰還する前の土地利用を考えていく際にはそこに住宅地を整備するということがとりあえず検討の枠外に置いてはどうかというのが5番目の考え方です。

6番目としては、この両竹、浜野両行政区につきましては、浪江町と隣接をしておりますので、浪江町の復興計画との整合にも配慮していく必要があるのではないかとことです。

19 ページに、浪江町が今請戸地区で考えている土地利用計画の方針について、浪江町から資料をいただきましたので、抜粋のものをつけております。

浪江町につきましては、沿岸部を海外防災林という形で整備をして、陸前浜街道を軸に再生農地とする地区、またメガソーラーの候補地としていく地区という形で分けてこれからの土地利用を考えていくということの計画を立てておりますので、こういった動きも見ながら、双葉の両竹、浜野地区の復興計画も考えてまいりたいと思っております。

20 ページになります。こういった点を踏まえて、今日ご議論いただきたい点として、これから両竹、浜野行政区の土地利用をどういうふうに考えていったらいいのかということになります。まずは一時帰宅の安全、また将来の津波災害から町の土地を守るという視点に立ちますと、帰

還の目標の有無にかかわらず、いつ帰還できるかということに関わらず、着手できるインフラとして、まず海岸堤防の復旧、海岸防災林の設置、河川堤防の改修、道路の復旧といったことについては着手をしていくべきではないかということ。

2点目の論点としては、帰還して生活するために必要なインフラ、例えば水道であるとか、下水道であるとか、また基盤整備。地区内に例えば災害公営住宅を両竹、浜野の中に整備する話であるとか、もしくは住宅地の嵩上げをしていくであるとか、そういった人が住むということに着目した整備、これについてはほかの地域の帰還見通しが示された時点で改めて検討することとして、当面、住宅地を整備するという事は検討の対象から外してはどうかというのが2点目の論点です。

3点目になります。一方で、帰還は他の地域と一体として考えるわけですが、避難指示解除準備区域とされてしまいましたので、これを逆手に取りますと、双葉町の再興に向けたいわゆる準備拠点、帰って住む拠点というよりは、まず復興に向けた準備の拠点として、例えば各種復旧作業の拠点であるとか、モデル的な事業。21 ページに例示しておりますが、例えば帰還が可能となるまでの間、再生可能エネルギー、例えば太陽光発電基地のようなモデル拠点を設けていくであるとか、あとは、これから海岸堤防、防災林も復旧していけば当然復旧事業が出てまいります。そういった事業を行う際の資材等の保管場所や作業場といった復旧事業の基地として活用することを考えてはどうか。

そういった点からしても、こういった事業を安全に実施するためには、今現在は海岸堤防も破壊された状態ですので、津波に対して非常に脆弱な状況になっています。こういった点からしても、まず海岸堤防や道路の復旧といったものを最優先に行っていくのはどうかという提案です。

また、ここは皆様方の思いというのもおありだと思いますので、ぜひご意見を賜りたい点としては、帰還が可能となる前にあっても、地域コミュニティとしての足跡、これまでこの両竹、浜野行政区が培ってきた歴史、また地域のつながりといったものを残すようなもの、例えば墓地等についてどういったものをどういう形で整備すればいいのかということも大きな論点かと思っておりますので、ご議論をいただければと思います。

続きまして、22 ページになります。22 ページは、では他の地域と同様に帰還が可能となった場合にどういうふうに考えるかという点になります。

まず1点目としては、これからシミュレーションをして検討していくわけですが、海岸堤防を整備してもなお引き続き津波リスクが高いところというのはどうしても出てしまうと思われれます。具体的には特に海岸沿いの地域ということは津波リスクが引き続き高くなるが見込まれます。こういったところについては、今後、そこに住まいを建てるということを制限して、海岸防災林とか、そういった津波被害を軽減するような機能を持たせてはどうか。

2点目として、そういった海岸堤防などを整備することによって、今回の東日本大震災のような大きな津波に対するリスクが軽減されるような地区について、町内全体が帰還可能となった場合に、居住を可能とする地区としていくかどうか。ただ、その場合には、どうしても原発より放射能の懸念というのがありますので、当然それが解消されることを前提に、他の地域も含めて避難指示が解除されるわけですが、そのときに自然災害リスクもある両竹、浜野の地区内に双葉町全体が戻れるとなったときに、ここに戻って生活をされる方というのがどれぐらいいるのかということが住宅地の設計には重要となってまいりますので、ここについてどういうふうに考えていけばいいのかということ。

3点目としては、一定の津波リスクが残るような地区というのは、住まいの場所としては、居住地としては適切ではないんですけれども、こういった土地はこれまで農地が多くこの地区にありました。それをこの先も帰還が可能となった場合には、あくまでも農地、田んぼとして使っていくのがいいのか、それとも先ほど言ったように、帰還するまでの間、暫定的な利用として、例えば太陽光、もしくは復旧準備拠点といった考え方がありますけれども、そういった暫定的な土地利用のまま、他のような、農地以外の用途を考えていった方がいいのかどうか。これも地区にお住まいだった皆様の意向というのがあろうかと思っておりますので、こういった点をどういったように考えていけばいいのかということが大きな論点かと考えております。

23 ページに、今後の予定といたしましては、本日、こういった基本的に考えていく際の論点というのをご提示させていただきましたので、今日そこでご意見をいただきまして、その上で、次回に具体的な土地利用計画や事業の方向性といったものをお示しして議論していただきたいと思っております。そういう意味では本日は初回でありますので、こういった様々な困難な課題



がありますけれども、これについて委員の皆様の率直なご意見をいただいて、それを今後の検討に反映をしていきたいと考えております。

説明は以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。会議の予定は一応5時ですので、約1時間皆さんとお話する時間が取れるように思います。お願いでございます。どうぞ委員の方全員がご発言してくださいませようをお願いしたいと思います。非常に膨大な資料の説明でございますので、どこからでも、というとなかなか見にくいので、大きく2つぐらいに分けて、今ご提示していただいたこれからの論議の方向をお認めいただいた上で、また次回に向けて検討を進めたいというふうに考えてございます。

なので、お願いでございますが、私、委員長でございますが、副委員長がお二人おられます。お二人、菅本さんと齊藤さん、地域を代表した委員でもございますので、どうぞご自由にご意見ををお願いしたいと存じます。よろしゅうございませうか。

それでは、今の資料をおめくりいただくと、大体事実の確認のところ、目的を含めて検討の概要、それからずっと行って、津波の実態のところまで、12ページまでが区別できると思いますので、とりあえずここまで確認事項をしていただいて、あとは、津波地域の復興の考え方でございますので、どうぞご自由に発言いただくということで、12ページまで確認したいこと、それから考え方の相違点等、また先ほど津波のシミュレーションという話もありましたが、こういう結果がどうだとか、そういう詳細な点でも結構でございますので、ご意見がございましたらお願いします。

【菅本 洋 副委員長】

12ページまではそんなに問題ない。

【長林 久夫 委員長】

そうですね。ありがとうございます。今隣でご提案いただいたのは、12ページまではさほど問題にならないのではないかとということでございますが、よろしゅうございますか。

それでは、2番の、津波被災地域の復興の考え方という視点で、どこからでも結構でございます。ただ、一問一答にしますと論点がぼける可能性がありますので、多少交通整理させていただいて議論をまとめていきたいと思っております。どういう視点でも結構でございますので、ご発言をお願いいたします。

【久米田 武雄 委員】

まず聞きたいんですけど、両竹、中浜、中野、一緒に考えているようなんですけど、中浜、中野、両竹。両竹というのは一緒に考えられないんじゃないかと思うんですけど。それで、津波を受けた中浜、中野、こっちの方の家のないところの構想はどのようになっていますかね。そういうところはもう家が建てられないとかいうようなことはもうあるんですか。

【長林 久夫 委員長】

今のご意見は、今のご提言であれば3地区一緒のように話が聞こえるということで、両竹の方は住宅の被災等は当然あるんですけど、被災度が違うと。そういうところで中浜、中野についてはどうかというご意見ですね。全体の構想がすでに決まっているかどうかという。関連してございましたらちょっとご意見をお伺いしてまとめさせていただきますので、ありがとうございます。久米田委員からそういうお話がございました。どうぞその他ございますか。

【菅本 洋 副委員長】

土地利用の方向性の論点というところ、原発の放射能の懸念、解消されることを前提としてということになっているんですけど、これ、放射能の結局目安として、町はどのようにお考えなんですか。国の言ったとおり20 m Svで大丈夫だということの意味でもってこれを書いているんだかどうか。何 m Svならば実際問題として、あと何年かかるかわかりませんが、この問題は住民としては1 m Sv以下ならば帰ってもいいという。

ただそれともう1つ。中浜地区というのは津波の、浪江さんののがここに参考資料としてあるんですが、浜街道から下はほぼ家は建てられないというような状況ですね。双葉の方は果たしてそれがどうなんですか。先ほど聞いたならば、まだ国の方からそういうふうなことが来ていないというようなことをちょっと伺ったんですけど、果たしてそれが本当なのかどうか。ということは、中浜地区、中野と中浜では中浜地区というのは、これは家を建てることもできないわけですよ。今後、どんなふうに進めていきたいんだか、町の方でも、ちょっとその辺を伺いたいとい

うことです。この2点、とりあえず。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。今、菅本委員のご意見は、中浜についての住宅の建設の方向性についてのご質問がございましたし、それから、放射線の解除というのは本当にどの程度なんだろうか。それに関連したご意見はございますか。

それでは、町の方で、この計画自体は方向性を持っているのかどうかというところも非常に気になりますし、それから、解除についての考え方はどうなのか。その2点をお答えいただきたいと思いますが、お願いいたします。

【事務局 駒田 義誌】

では私の方からお答え申し上げます。まず、当然今回の津波の被害を分析すると、両竹、中野、中浜で様相は違います。ですが、今回、この議論の場としては、そこは一緒に議論していきたいと思っておりますが、次回で津波のシミュレーションをもう1回したいと思っております。そのときには、例えば海岸堤防を今県が計画しているように1m上げた場合には津波はどういうふうに入ってくるのかというところもお見せしながら、そうすると次、津波のパワーが、浸水域がどれぐらいになるのかというのが出てきますので、それに応じて住むのに適した地域なのか、適していない地域なのかというのを示しながら、先ほど菅本副委員長がおっしゃられたように、中浜で家を建てることのできない地域なのかどうかというところも次のシミュレーションの結果を見てお示しをしたいというふうに考えています。

放射能の問題につきましては、復興計画を議論する中でもそこは十分議論になりました。復興計画の中では、あくまで避難指示が解除されるときには、その地域の放射線量は十分低くなっていること。除染については、年間追加被曝線量が1 m Sv以下になることを目指すということも復興計画にうたっていますので、町の考えとしては、それが基本になるというふうに考えています。以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。久米田委員はよろしゅうございますか。何か補足がありましたら。

【久米田 武雄 委員】

つけ加えるならば、両竹のことだけを言って申し訳ないんだけど、今話を聞くと、かなり復興は遅れるね、この状態では。こういう復興が遅れていくのはいいんですけど。復興ができればいいけれども、長引きすぎたんでは、長引くほど、常識的な話だけど、雑草とか、それから家があるところ、ネズミに家を荒らされて、野生の動物などの被害によってもう家は駄目になるし、人間が住めなくなる状態になっていくんだよね、今どんどんとね。遅ければ遅いほど。その辺、心配しています。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。それではどうぞ、他のご意見がありましたらお願いいたします。

【吉田 正志 委員】

吉田です。まず役場の方に確認したいというか、復興まちづくり計画の第一次ってあったじゃないですか。これなんですけれども、津波被災者のメンバーというのはほとんどいないんですよ。何でそうだったのかという。津波のこと、被災地区のことはほとんど1ページぐらいしかない。これはなぜかというのと、あとは、我々の中浜の地区なんですけれども、今、久米田さんからも言われたように復興が遅れている。遅れるということもあって、家をこちらの方に建てている人が半分近くいるのかなと。それに対して、復興して意味があるのかなという考えです。

【長林 久夫 委員長】

お話が、やはり各3地区だけではなくて、地区ごとの話にもなっているということで、第一次のところ復興の状況が非常に復興計画の中に少ないのはどういうことかというお話もありました。関連して何かございせんか。それであれば、先ほど久米田委員も言われましたように、復興の遅れの問題、復興が遅れている中で、個人住家がある程度造られてきていることもあるというようなお話をお伺いしました。その辺についてお伺いできますでしょうか。

【事務局 駒田 義誌】

最初に吉田委員から、復興まちづくり計画第一次を作るときに、津波の被災地域の方が十分入っていないのではないかとのご指摘ですが、そのご批判については十分我々も策定の過程の中のご意見として出てきておりますので十分承知をしております。

復興まちづくり計画を作る過程の中では、部会を作りまして、その部会には菅本区長、齊藤区

長にも 1 度津波被災地を代表する意見として意見を述べられる方ということでお呼びして意見を聞く場も設けさせていただきましたけれども、その際にも、両区長からもそこは十分ではないのではないかというご批判はございました。その意味でも、今回は町全体の復興を議論する復興推進委員会にも両区長を津波被災地域の代表として入っていただき、また今回の小委員会ということを別に設けさせていただいて、津波被災地域の方々の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

また、先ほど復興の意味ということではありますが、それは町全体にも言えることでありますけれども、あくまでも復興計画の中でも最終的な復興のゴールということは双葉町の再興であるということからして、そのゴールに向けて、一方で原発の問題、また放射能の問題がありますので、その中でできることは何かということの一つずつやっていくということが必要かと考えておまして、その一環として、まずこの津波被災地域のインフラの復旧等々、これからの土地利用のあり方ということを考えていく必要があるのではないかとということで今回この場を設けさせていただいた次第ですので、ご理解を賜ればと思います。

**【長林 久夫 委員長】**

ありがとうございました。それでは、中身ですね。14 ページ、15 ページ、浜野、それから両竹の復興の前提ということも出てございます。このところを見ていただきますと、全体の中で国の帰還の見通しが明らかになるようにやっていくんだ。それから、必要なインフラ等、そういう事業というのはこの復旧計画にあわせて事前にやっていく必要があるだろうという方向性でございます。この辺を踏まえまして、まちづくり計画の関係とあわせてご意見をいただければよろしいと思いますが、ぜひそれに関わらず、いろいろな論点で結構でございます。

**【平岩 節子 委員】**

私は諏訪神社の近くに住んでいたんですけれども、諏訪神社に 100 名ぐらい逃げて、浪江地区の請戸の方と双葉の方が亡くなることなく助けられたということに私もそのときに感動して、私の家の上だったんですけれども、やっぱりいろいろなまちづくりのときに、この諏訪神社で助けてもらったということをゆくゆく末代まで残す資料とかそういうのはあるべきかなと。津波で被害があるときからそれは思っていました。そんなにいろいろな資料の中にそういう、私も逃げるときに橋が壊れて、いろいろなとき、逃げるのがやっとだったということを皆様にお伝えしても、やっぱり両竹、中野、中浜の人でなきゃわからないことが多々あると思うんですよね。ですから、それを文章とか何か資料に残しておくことや、諏訪神社の上とか、ここまで水が来たとか、あと、そこを何人か助けられたということは残しておかなければいけないこと。あと、インフラという面では、浪江町のように太陽光の発電の設備とか、そういうのをとりあえずは作って、エネルギーのもとになるものは作っていただきたいなと思って、それから町のインフラに対して具体的に進めていただければなと思っております。

**【長林 久夫 委員長】**

ありがとうございました。こういう津波災害の教訓というのは各地にあるので、それをしっかり残す努力もするし、また具体的に避難のそういう拠点にもなり得るものというのは掘り起こすべきだということ。それから、今の平岩さんのご意見は、町が提示した帰還が可能になるまで、その間の土地利用も踏まえて考えたかどうかというご意見ですね。ありがとうございました。

**【荒木 茂 委員】**

浪江の方は今ソーラーという話がありましたが、浜街道の東側の非居住区域とか。暫定的に帰還できるまではこうしようというのではなく、恒久的にもうここは駄目ということで、浪江の右に習えではないですけど、やっぱり浪江町の請戸、浪江の中浜、それであれば双葉町の中浜ももちろんそうですし、それなんかもやっぱり居住は最初からできないというか、そういうふうに長期的に考えた方がいいんじゃないですか。双葉町が戻れるまでの間にはこうしましょう、戻ったあとはこうしましょうではなく。

あと、先ほどあったように、1 m Sv と言っていましたけど、1 m Sv でなきゃ帰れないとなると、もう恒久的に帰れないんじゃないですか。国では 20 m Sv 以下であれば、線量計を持って十分自己管理して云々とか言っていますが、それもおかしいなと思うんですけど、特に 1 m Sv なんていうのであれば、ほぼいつになるかわからない。そうでなくても、今、線量ばかりでなく、双葉町とか近くの近傍の場合には水処理の問題だとかいろいろ何かあった場合に避難しなきゃいけないとか、そうなると、その辺も考えないと戻るということは、帰還というのはできないと思うんです。あくまでも数字上ばかりじゃなく。今日も新聞にちょっと出ていましたけど、読売

で。見た方もいるかと思うんですけど、いろいろな方。富岡町は2025年に1万6000人いる人口のうち6分の1しか戻らない。「何これ」なんて見ていましたけど、現実的になっちゃったら大変だなと思うんですけど、とにかく国に対しても、今やっているんでしょうけれど、もっともっと住民に対して、今現状はこうだよ、ああだよということで、原発の今の水処理なんかもそうなんですけど、不安を与えているようでは誰も帰れなくなっちゃう。長くなればなおさら帰れなくなっちゃうし。今ジレンマじゃないですか。以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。やはり帰還までの長さの問題、それから計画を作る上では暫定的なものよりも明確な答えを出して、それで方向を出していくというご意見でした。ありがとうございました。

【新家 陽子 委員】

何と言ったらいいんでしょうね。避難解除しましたけれども、うちは帰るといふか、自由に帰れるということなんですけど、中浜地区はほとんど家を流されて、はっきり言って何もすることがないみたいなあれですよ。それで、農地とかほとんどだっけ聞いて、本当に農地を専門にやっていたんですけども、これから帰れるといふか、線量が低くなって帰れると言われても、農業を再開するといふことはまず考えられないと思います。

それで、その利用方法とかっていふんですが、やはり土地利用は考えていくべきだなと思います。私ごとであれなんですけど、自分が生きている間に本当に帰れるのかなとか、生きていても年を取ってから帰ろうといふ考えはほとんどなくて、土地利用とか言われても本当はわからないんです。実感がないといふか、諦めではないんですが、やはり子どもたち、孫たちが帰るまでには相当な時間がかかると思うんです。そういうわけで、復旧といふか、そういうのはもちろん帰りたいという思いはあるんですけど、なかなかそういう考えがまとまらないです。それが今の私の考えなんですけど、そういうことです。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。被災した新家さんにとっては特に何ができるのか判断がつかないといふようなお話でございました。ありがとうございました。

【齊藤 六郎 副委員長】

齊藤です。お話を伺っておりますと、久米田委員がおっしゃられた両竹と浜野は一緒にして議論することは考えられないんじゃないですかという話でした。これ、私もそういうことはそうだなというふうに考えます。それで、お話を伺っておりますと、我々避難した住民の方と、両竹、浜野の住民の方と、町の事務局が示しました復興案ですか、そこに何かちょっとしたズレが感じられるんです。実際に家がなくなっちゃった浜野地区。一生懸命復興、復興と言われても、家がないのに家に帰れない。復興したって意味がないんじゃないかと。これは被害に遭った人たちといふか、家をなくした人でないと理解できないんじゃないかなと。ですから、そういうところも考えていかないと。

両竹地区はおかげで家が残っていますので、町全体の復興のさきがけとして3地区を何とかして利用といふか、活用していけないものかというふうに私は考えます。

それから、もう1点、住民とズレといふのを私も聞いていて感じたのは、やっぱり東京電力が安定してもらわないと復興するにしろ何にしろ、しょっちゅう事故の報道です。これでは安心して住めないといふか、帰れないという思いが強いですよ。そういうあたりが強く東京電力の方に要望していただきたいなというふうに住民としては考えます。

そういう点で、少し地域の住民の考えと町の考えはちょっとズレているかなという、そういう思いはしましたけれども、そればかりではないんであって、私も町の復興計画、この事務局の案に大いに「そうだ、そうだ」といふふうに賛成できるところはたくさんあります。例えば土地利用ですね。この土地利用について、やっぱりせつかく避難解除準備区域に設定されていたわけですから、町全体のことを考えていきますと、まずここ、浜野地区、両竹地区を早く除染なり、あるいは復旧させるなりして、復興の起点といふか、復興のさきがけといふか、にさせていただきたいというふうに私は考えます。ですから、ある程度我々この会議で方向性が早く見つけ出していただけたらと思うんですけど、それだけではなく、やっぱり町の方としても、これ、町長さん、大変かと思いますが、こういう方向で進みたいというふうな方向が見いだせれば、ある程度地域住民とお話し合いでその方向に進めていくことができるんじゃないかなというふうに考えます。まずは、とにかく海岸の整備が大事だろうというふうに考えますので、その辺のところを前提と

して考えていけたらというふうに思います。以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。非常に現実の問題が厳しいところがありまして、住民の方からすると本当にどうやって今後進めていかかわからないという視点もございませう。それは当然だろうと思いますし、町としても方向性を出してほしいというご意見もございましたけれども、この復旧に関して、方向性がとりあえずは公共事業でできる堤防の復旧であるとか、それから低平地の嵩上げの問題もございませうし、それから緑地帯のお話も出てくると。そういうところの安全の確保というのが第一ではないのかというご意見もございましたが、そのほか、復旧の大きな計画についていかがでございませうか。東北大学の増田先生、他の被災地の状況もご存じだと思うんですね。先ほどご意見があったのは、町が遅れていると自分で直して戻れる方は戻ってくる場合もあるんだということもあって、こういう全体の計画と個人の齟齬といひませうか、どういうふうに他の地域ではそういう例があって、何かうまく町でこういうことをしたよというのがあったら、なかなか難しい問題だと思うんですが、考え方といひませうか、お教えいただけるとありがたいのですが。よろしいですか。そのほかの視点でも結構でございませう。

【増田 聡 委員】

私の知っているケースは津波だけが多いので、今回のように、さらにその上に放射線の災害が乗っかっているというのはずいぶんその状況が違うかと思うんです。津波だけでいうと、個人的感触ですが、ここにある浸水2mを超えて防潮堤を作ってもリスクがあまり下がらないようなところに対して、多分7:3とか8:2ぐらいでそこは住まないという決断をされている方の比率になっているんじゃないかと思ひませう。ただやはりそう多くはないといひても、そこに戻りたいという方も一部いらっしゃるって、どういうふうにこれから、例えば仙台とか名取とかそういうところで決着していくのかといひるのはいろいろな議論がまだもう少しあるんだと思うんです。ただ、全体としては、ここに名前が挙がっているような災害危険区域の指定をそれなりのところにかけて、その土地は買い取るというように形で集団移転を行うことが平場の仙台平野以南では一応主流にはなっていて、そのときに、少し山元町のように地盤高を上げて何かをやれば比較的浸水深の低いところは住んでもいいというような段階を置いているような災害危険区域をセットでやっているところもあります。

多分、両竹のようなところていうと、何かそういうようなことは条件付きで住宅を一部認めるということも可能性としてはあるのかもひれませう。

あと、もう1つは、災害危険区域には、新しく居住はできないという形になっていくわけですけど、そこでその後、どういうふうに利用していくのかといひのが多くの、放射線災害の被害がない地域でも課題で、多分全部は使いきれないだろうというように様相になっておりますので、ここにあるような公園という議論も出てくるわけですけど、その公園も、作った後、維持管理もありますし、放っておくわけにもいかないし、誰も使わない公園をずっとそこに置いておくというのなかなか難しいということもあります。一部のところは生産用地として、農業であったり、工業であったり、そういうものが誘致できるようなところもあるのかもひれませうが、なかなか全体としてはあまり方針が難しいなといひるところもあります。

ということで、基本的にここに土地をお持ちの方のこれまで利用の実態を見せていただくと、多くの方が農地として低地をご利用になっていて、風評とか、放射線災害の話もあって、農業継続がどういう形になるのかといひのは1つ目の論点だと思ひますけれども。少し地元の方がどういうふうに土地を利用したいかといひのを聞き取りみたいない形で、少し具体的な方針を出していくのがいいんじゃないかと思ひませう。

もう1つ個人の方の生活復興といひのがこの復興計画の一番初めのところに上がっていますので、資産として土地をお持ちの方、さらに今回、東電からいろいろな賠償等が出ているとか、いろいろな生活設計、個人によってずいぶん違う状況があると思ひませう。もう戻らないとか、別の所で新しい生活を考えると、いろいろな方がいらっしゃるんで、個人のカルテみたいないものを考えながら細かく生活設計を聞き取っていくといひのが、これぐらいの集落だと多分できるんだと思ひますよね。ですので、その中で自分が持っている土地を自分では使わないというように方がいらっしゃるのていば、少し集約して、太陽光発電から上がる利益をコミュニティでもう1度みんなで還元して、先ほどあった大平山のところに何かを作って、お祭りなり、地域の伝承なり、そんなようなものの確保をみんなでまた年に何回かはやっていくとか、何かそういうようなことが考えられればいいかなといひるふうに思ひております。多分皆さん、ご意見が様々だと思

います。町は大きな方針を出してほしい。そうじゃないとなかなか決められないというのも一方であるんでしょうけれども、その前段として少しいろいろな方に話を聞いてみるというのも同時並行でやっていかれたらいいかなと思います。一度ボタンのかけ違いをしてしまいますと、「私はそう思っていなかったのに無理に出て行かなきゃいけない」とか、いくつかのプラスマイナス両方の問題があるように思います。すみません、あまり解決には至らないのですが。

**【長林 久夫 委員長】**

どうもありがとうございました。今増田先生から非常に貴重なご意見を頂戴したように思います。今回の資料にもありますような方向性とともにも個人カルテとしましてそういうふうに取り調査等も踏まえてやっていく必要がある。まだまだこうやって論議すると、何かいい方向性も出てきますし、やはり重要なのは住民の方にこういうものをどんどん言って、ご理解いただきながらいい方向が出てくるというのは非常に大事だと思うんです。そういうことで、町としてまだ今後検討していただく内容もあるんだろうと思います。

関連してでも結構でございます。そのほか何かございませんでしょうか。

**【菅本 洋 副委員長】**

中浜地区と両竹と中野とあるんですけれども、これ、各地区みんな同じじゃないんですよ。中浜というところは正直言って恐らく家に帰る人はほとんどいないでしょう。ですから、浜街道から下ですから、そうするとやっぱり浪江町と連動しているので、この地域は帰りません。そういう関係で、中浜の地区においては、やっぱりこれは早く町の考え方を聞きたいと。

それから、中野地区の方は、上の方は家がちょっと残っていますけれども、これは浜街道が嵩上げすることによって恐らくだいぶ食い止められると思うんですよ。その中でどれぐらいの人がやがて帰還できるかということ考えた場合に、なかなか半分戻ればいい方かなという私は気がするんですよ。先月、大字会を私、やりましていろいろ聞いてみたら、帰るつもりはないという人が約半数ぐらいいます。中浜の人はほとんどないです。27世帯でしたか、多分ね。これは帰りたいんだけど、結局帰れないという。ですから、「もう帰らないと決めた方がいいんじゃないか」というあんばいの話をみんなしていましたけれどね。実際問題としてやっぱり。ですから、町の方向性として、浪江と浜街道から下というのは、結局再生農地とか防風林であるとか、そういうことでやっているようですけど、やっぱりこれは連動して前田川のあたりはやらなくちゃならないんじゃないかと思うんです。連動して。ちょうどこの地域に中浜があるわけですよ。そもそも私も昔、請戸村でしたから。それが昭和の合併で双葉町に合併したわけですから。ですか、やっぱり浪江の方と非常にきずなが強いんですよ。平成10年ごろまでは老人会でも何でも一緒にやっていた経過があるんです。ですから、そういう方のことも考えると、帰りたくても帰れないというような、実際にはね。だって、これは浜街道から下、海岸から200mというのはまだはっきり決まっていらないんでしょう、どうするかということは。だから、これは早く決めていただかないと。せめてその区域だけでも。

それから、そこから上の部分、今度は中野地区になるんですかね。中野地区は中野地区で別に私は考えたい。どうするのか。このソーラーとかいうのは農地の問題、いろいろな問題があると思います。それはそれでまた別に考えていきたいと。

これ、各地区によって3地区ありますが、全部考え方が違うんですよ。それは考えが違うのは当たり前なんです。というのは、この辺のところは役所の方でどんなふうな方向性を出しているのか。そしてまたこれをやることによって着地点というのをどこにおいているのか。何年後に、目安として、方向性といいますか、国とか県にいくら要求したって、これは出せないと思います、いつごろまでというのは。国と県の方は、復興係の方は出ますか、何年先ということは。難しいですか。そういうようなことで、誰も答えは出てこないんですよ。その答えも出てこない中で、ずるずるずるずるとこのままで行っていいのかということなんです。まずですからそこから始めていって、この復興の、だってもっとも中浜地区というのはほとんど中野地区に田んぼがあるんです。そのためにやっぱり土地の昔から、先祖からもらった、預かっている田んぼですから、これは、財産は離したくないと思います。けど、やっぱりそれに対してのここの中野地区においてはこういうふうな格好にしたいんですけれどもという、そういうもし役所の方に案があれば、それはやっぱりお聞きしたいし、またそれによって私も住民に対して、行政区の住民に対して説明もして、協力していただくような格好になると思うんですけれども、それは先日のガレキ処理、その問題もありましたけれども、それは私も全部、一応双葉町民に関しては電話連絡で承諾するよというということでご協力しましたけれども、そんなような格好でやっぱりやってできな

いことはないと思うんですよ。一部の方はものすごく反発した人もいたんです。ですけども、それは説得しましてそういうような格好でやりましたけれども。やっぱりそういうような、何と云うんだらうなあ、見通しの少しでもいいですから明るさの見える計画というのを作っていただきたい。これは誰も予測はできるかできないかはやっぱりある程度置かないとできないんじゃないですか。国とか県にお任せばっかりしているのでは。国は恐らくできないでしょう。多分ね。だって、この区域だって、正直言って中浜だって帰れるか帰られないか、こんなことばかりやっていても、果たしてこれ、着地点というのが見えるんですか。見えません。どうするか。この辺をよく考えて一つ案を練っていただきたいというようなことでございます。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。今のご意見に関連してでも結構でございますが、その他ありませんでしょうか。

【齊藤 六郎 副委員長】

先ほども私、言いましたけれども、将来にわたって土地利用云々というあれが 17 ページのところにあるんですが、先ほど新家委員からもお話がありました。どうしたらいいかわからないと。実際に農業をこれからやっていくとすれば 10 年以上かかるでしょう、時間的に。そうしていきますと、恐らく農業は難しいんじゃないかなというふうに考えますけれども。私もちょっと土地を持っているんですが、もう農業は無理でしょうというふうに考えています。

それと、この前ちょっとある人に会って、浜野地区の人ですけども、「これからどうするんだ」と言ったら、「農業をやっていくのか」と言ったら、「いや、もうやりません」とはっきり言っていましたね。「これから生活していかなきゃならないのに、農業を待っていたらとても生活していけません」と。「今新しい仕事に就いたのでそちらの方の仕事を進めていきたい」というふうな話をしていました。

ですから、住民の意向を本当に聞きながら、土地利用の仕方、町としても復興の拠点として本当にこの地区を何とか土地利用をしていけるような、そういう方向性を早く出していただいて、住民と話し合いをしながら進めていければというふうに考えます。以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。住民の方の意向も含めて早く方向を出してほしい、これは皆さん共通した意見でございます。

23 ページをお開きいただきたいと思います。この委員会としては一応 3 回というお話で方向を出したいという形で考えておるんですが、やはり皆さんのお話を伺うともう 1 回ぐらい追加して、その方向を住民の方の動向を見ながら考えなきゃいけないということも必要性があるのかなという判断をします。例えば堤防計画、今これ暫定の復旧でございます。堤防というのは県の計画だと当初 27 年まで 5 年間で実際には堤防は造るんだよというような方向も出ておりましたけれども、その可能性ですね。そういう防御に対するハードの整備の目標はどの辺に町としては置かれているのか。その辺をお伺いしたいのですが。

【事務局 駒田 義誌】

双葉町の海岸堤防の整備については、これは県の事業となるので、県の相双建設事務所の方からお答えいただいた方がいいかなと思うんですが、よろしいですか。

【相双建設事務所 芳賀 英幸 企画調査課長】

相双建設事務所の芳賀でございます。今お話のありました海岸堤防の復旧の件ですけども、平成 27 年度という話は、例えば原発災害がないような箇所については、基本的に発生した年から 5 年間で整備するという話で、23、24、25、26、27 ということで平成 27 年という話をしておりまして、基本的に災害復旧でやりますので、災害査定を受けた年から 5 年という整備を今考えております。今双葉町さんの海岸の場合、まだ災害査定を受けていないので、いつでき上がるかというのはこの場ではちょっと明確には言えないんですけども、災害査定を受けてから一応 5 年間で完成させるということで進めております。

【長林 久夫 委員長】

そうしますと、今避難解除準備区域ができたということは、査定にもうそろそろ入れるということと考えていいんですか。

【相双建設事務所 芳賀 英幸 企画調査課長】

県だけで考えれば、入れはしますけれども、本日やっているような、当然その背後地計画なり、町さんの復興計画の進め方、あり方と密接に関係しますので、その辺、町さんと連携しながら災

害査定を受けるべきか、ちょっと後にするべきか、その辺は町さんの方と連携しながらやっていくということで考えています。

【長林 久夫 委員長】

わかりました。ありがとうございます。

そうしますと、23 ページのところ、次回の予定でございますが、今日見せていただいた津波シミュレーションは再現計算ということで、将来の堤防のあり方、例えば前田川の河口部をどういうふうな処理にするかによって今後の津波の対応とか防御のところが決まってくるということで、こういうものは次回にはお見せいただくということは必要でしょうし、また真ん中にある土地利用方針の確認とありますが、これはなかなか今ここでこのやり方でいいですかということは答えを出せないと思うんですね。ですから、これも含みを置いておきながら、一応暫定的、それから将来的な利用、そうじゃなくて、意向調査を早めにして、町としていい方向を出してほしいというのものもあるんですが、これがみんな結論的に決まっていけないのは皆さんご承知のところでございますので、これはやはり早めに住民の方の意向調査も含めながらやっていただかないと、これはこの場では議論できないんだと思いますが。この3点があるかと思いますが、その3点、町の方では権利者様の意向調査はどういうふうにお考えになるか、ちょっと方向性をお聞かせいただければありがたいと思います。

【事務局 駒田 義誌】

お答え申し上げます。本日はあくまでも初回の委員会で、町としての考えをというお話もありましたけれども、まさに本日の委員の皆様のご意見を踏まえて町としての考えをまとめていきたいと思っています。皆様方の3地区それぞれ課題が違うというのはおっしゃるとおりでして、それも結局今県で計画している津波の堤防の高さを上げて、先ほど長林委員長がおっしゃったように、津波のまずハードの整備ですね。これの考え方を県とすりあわせをして、そのシミュレーション結果をお見せして、それにあった土地利用の計画として考えられる様々な案をまず町でも、県、また復興庁とも協議をしながら考えてまいりたいと思っております。その案を次回の委員会の場でシミュレーションとあわせてお示しをしてご議論いただいた方が具体的な議論ができるのかなと思っております。その後で、皆さんの意向を聞いた方がいいのかなと考えております。

まず、せっかく地区から7名の方が委員として来ていらっしゃいますので、まず7名の委員の方の意見、ご意向をしっかりとそこに反映させた上で、地区の全員の皆様方の意見を聞いていくというプロセスをたどっていきたく思っておりますので、まず年内は、そういう意味ではこの委員会の中でしっかり議論をさせていただきたいと思っております。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございます。冒頭に確認いたしましたこの委員会の資料、それから内容についてはすべて公開だということでございます。資料の公開方法はどのような具合にされるのか、ちょっとお示しいただきたいと思っております。

【事務局 駒田 義誌】

この資料につきましてはホームページで毎回、本委員会も一緒ですけれども、公開しておりますので、ホームページに掲載するというのもって公開という扱いにしております。

【長林 久夫 委員長】

1つには、この地域というのはご高齢の方が多くなると、ホームページでは見られないとなるとどうしたらいいんですか。

【事務局 駒田 義誌】

ホームページで見られない方は、他の資料もそうですけれども、役場に言っただけであれば、それは郵送なりで資料提供する枠組みもございますので、委員のお知り合いの方で資料をとということであれば役場の方に言っただけであれば、それは当然として対応させていただきますし、また意向調査とか目的の調査のときにはそれは当然各家庭にご郵送させていただくということになろうかと思っております。とりあえず委員会の資料はまずホームページの公開で、お問い合わせがあれば個別に対応させていただきます。

【長林 久夫 委員長】

それでは、委員の方、地区の方から聞かれた場合には、町に言っただくと資料は郵送しますという形で宣伝していただくということでよろしいでしょうか。お願いします。

【増田 聡 委員】

この行政区に住民基本台帳に載っていらっしゃる方は254人という数字が6ページぐらいのと



ころに載っていますが、もし可能でしたら復興小委員会が始まりましたという広報誌をぜひこの254人の方にお送りいただきたい。そこに細かい資料は町に言っていただければお送りしますとか、それぐらいできればやっていただきたいかなというふうに思います。

【長林 久夫 委員長】

できるだけ住民の方に密にこういう討論して方向性を出すというのは公開で出していただければありがたいと思います。

【事務局 駒田 義誌】

毎月の広報にも当然委員会の状況というのは報告しておりますので、今回の津波被災地域復興小委員会が始まりましたというのも、この地区の方だけに限らず、全町民にお知らせしないといけないと思っておりますので、それは広報紙の中でもしっかり周知をしたいと思います。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございます。だいぶ時間も迫ってきたんですが、何でも結構でございますが、今抜け落ちがあるとか、そういう点で確認しておいた方がよろしいということがございましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

【久米田 武雄 委員】

とりあえず、住めるか、住めないかによって考えが変わってくるんだよね。だから、住めないとすれば、エネルギー、太陽光とか、当然そういうものを作っていくということになるんですね。

【長林 久夫 委員長】

そうですね。

【久米田 武雄 委員】

だから、住めるのか、住めないのか、これが困るんだよね。

【長林 久夫 委員長】

今のご意見は非常に重要でして、前田川の河口というのは、現状のままだとかなり厳しいと思います。ですから、河口の法線を少し工夫して、砂州のところまで堤防を作るのかとか、いろいろな詳細な検討をしないといけないとわかりませんので、それは次回の改善した場合の津波シミュレーションでいろいろ出してもらって、住める可能性があるよということも出てくる可能性もあるということで、そういうことはいろいろ検討して、その上でお示ししながら、またご意見を頂戴しないといけませんですね。

【久米田 武雄 委員】

今回初めての会合で、これから何回かあるんでしょうから、時間もないことですから、とりあえずインフラを急いでもらう。

まあ今回はそのぐらいにしてもらいたいなと思えます。時間もないようなので。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございます。それでは、次回でございますが、23ページの2回の土地利用の方向の確認ができるような形でシミュレーション等もしていただいた形でまた検討のたたき台を出させていただくということでもよろしいでしょうか。

[異議なしと呼ぶ委員あり]

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございます。それでは、本日頂戴しました意見を取り入れていただいて、また次回ということで、事務局で準備をお願いしたいと思います。

## 7. 閉会

【長林 久夫 委員長】

それでは、これで終了させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。それでは、事務局の原案がございまして、これについては方向性をお認めいただいたということにしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、本日の議事は終了でございますので、事務局にお返しします。

【事務局 山本 一弥】

委員長、どうもありがとうございました。それでは、長時間にわたりまして慎重審議、ありがとうございました。第1回目の小委員会については以上をもって閉会とさせていただきます。本日は委員各位におかれましてはご多忙のところご参集いただきまして誠にありがとうございました。

以上で終了いたします。

以上

# 第1回双葉町津波被災地域復興小委員会座席表

(敬称略)

- 1 日時 平成25年10月28日(月)  
15:00~17:00  
2 場所 双葉町いわき事務所 2階大会議室

委員長席

|                |                |       |       |        |   |
|----------------|----------------|-------|-------|--------|---|
| 駒田 義誌          | 事務局<br>(復興推進課) | 伊澤 史朗 | 荒木 茂  | 長林 久夫  | 復興庁<br>石川 悟<br>参事官補佐  |
| 山本 一弥          |                | 武内 裕美 | 新家 陽子 |        | 福島復興局<br>中村 伸也<br>次長  |
| 相楽 定徳          |                | 平岩 邦弘 | 菅本 洋  |        | 福島復興局<br>加藤 修一<br>参事官補佐   |
| 橋本 靖治          | 事務局<br>(復興推進課) | 大橋 利一 | 吉田 正志 | 久米田 武雄 | 福島復興局<br>須田 亨<br>参事官補佐  |
| 西牧 孝幸          |                | 渡邊 勇  |       |        | 福島復興局<br>いわき支所<br>芳賀 克男<br>所長   |
| 伊藤 壽紹          |                |       |       | 齊藤 六郎  | 福島復興局<br>いわき支所<br>鈴木 誠<br>次長  |
| 橋本 憲一          | 事務局            |       |       | 平岩 節子  | 福島復興局<br>いわき支所<br>柴田 知和<br>参事官補佐  |
| (財)電源地域振興センター  |                |       |       |        | 福島県<br>まちづくり推進課<br>阿部 昌昭<br>課長  |
| (財)ふくしま市町村支援機構 |                |       |       |        | 福島県<br>まちづくり推進課<br>橋本 泰寿<br>主査  |
| 国際航業株式会社       | 事務局            |       |       |        | 福島県 相双建設事務所<br>企画調査課<br>篠野 直広<br>主任主査<br>福島県 相双農林事務所<br>地域農林企画課<br>米倉 一美<br>主任主査<br>福島県<br>生活拠点課 駐在員<br>熊坂 雅彦<br>副課長(双葉町担当) |